

# かながわベンチャー限定クラウドファンディング利用申込書

神奈川県 行

申込日： 年 月 日

当社は、「かながわベンチャー限定クラウドファンディング」の利用を「かながわベンチャー限定クラウドファンディング起案者向け利用規約」に同意のうえ申し込みます。

会社名			
役職 氏名	Ⓔ		
住所	〒		
プロジェクト担当者	氏名		部署名
	電話番号		メールアドレス
	住所	〒	
プロジェクト	プロジェクト名		
	プロジェクトの概要（詳細はプロジェクト企画書に記載）		
	種類(どちらかに○)	目標達成型・実行確約型	目標金額
	募集開始希望日		募集終了希望日
ENjiNE および ENjiNE ネットワークパートナーサイトでの掲載	希望する ・ 希望しない		
利用料金	收受されたプロジェクト代金総額の 8% ※決済手数料(5.0%)は別途頂戴いたします		
プロジェクト資金振込先	銀行名		支店名
	預金種別		口座番号
	口座名義		
同意事項 ※必ず利用規約をお読みになりチェックボックスにご記入ください。	<p><input type="checkbox"/> 私は、県と株式会社 Relic、一般社団法人神奈川ニュービジネス協議会(KNBC)及び株式会社横浜銀行及び横浜キャピタル株式会社間で締結されたクラウドファンディングによるベンチャー企業支援に関する連携協定第 2 条に基づき、Relic・GMO により決済代行された私への資金の受領と、当該資金から振込手数料等の実費を控除した資金の私への引き渡しを、KNBC に委託するものとします。</p> <p><input type="checkbox"/> 支援者から募る資金は、実施するプロジェクトに係る事業性の資金に限ります。</p> <p><input type="checkbox"/> 私は、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 2 条第 6 号に基づく暴力団員等ではないことを表明・確約し、当該調査のため、神奈川県警察本部の意見を聴くことについて同意します。</p> <p><input type="checkbox"/> 私は、過去に犯罪や社会的・金銭的なトラブルを起こしたことはありません。</p> <p><input type="checkbox"/> 商品は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」や「旅行業法」など各個別法の規制に反しないことを確認済です。</p> <p><input type="checkbox"/> プロジェクトは購入型クラウドファンディングであり、一定の金銭的な価値のある商品を支援者に提供します。</p>		
【注意事項】			
<ul style="list-style-type: none"><li>■ 本申込書に記名押印のうえPDFデータにてご提出ください。</li><li>■ 次の書類を添付の上、申込書をご提出ください。<ul style="list-style-type: none"><li>・プロジェクト企画書／法人登記簿謄本／役員等氏名一覧表（県警照会用）</li></ul>ご提供いただいた上記の個人情報は、担当者へのご連絡等の目的にのみ使用します。</li></ul>			

# かながわベンチャー限定クラウドファンディング 起案者向け利用規約

## 第1条 (定義)

本規約において使用する用語の定義は、以下に定めるとおりとします。

- (1) 「県」とは、神奈川県をいいます。
- (2) 「起案者」とは、本サービスにおいてプロジェクトを実施する法人をいいます。
- (3) 「支援者」とは、本サービスにおいて商品を購入した者をいいます。
- (4) 「本サービス」とは、県が運営するクラウドファンディングサービスをいいます。
- (5) 「本サイト」とは、県が運営する本サービスのウェブサイト을いいます。
- (6) 「プロジェクト」とは、起案者が考案したクラウドファンディングの企画をいいます。
- (7) 「商品」とは、起案者が、プロジェクトにおいて支援者に提供する製品、サービス等をいいます。
- (8) 「プロジェクトページ」とは、本サイトにおいて、プロジェクトの内容を紹介するウェブページをいいます。
- (9) 「プロジェクト資金」とは、県が支援者から収受した支援金をいいます。また、プロジェクトが ENjiNE および ENjiNE ネットワークパートナーサイトにも同時掲載された場合は、それらサイトで収受された支援金を含みます。
- (10) 「ENjiNE」とは、株式会社 Relic(以下「Relic」といいます)のクラウドファンディングサイト「ENjiNE」をいいます。
- (11) 「ENjiNE ネットワーク」とは、Relic および株式会社新東通信が運営するクラウドファンディングネットワークをいい、「パートナーサイト」とは、ENjiNE ネットワークに加盟している個々の事業者のクラウドファンディングサイトをいいます。本サイトは、パートナーサイトの一つです。パートナーサイト間では、起案者の申請を受けて、起案者のプロジェクトを共有することができます。

## 第2条 (本サービスにおける契約関係)

1. 本サービスのプロジェクトには、目標金額の達成を商品の提供の条件とする「目標達成型」と、これを条件としない「実行確約型」の2種類があります。
2. 商品が購入された時点で、起案者を売主、支援者を買主、商品为目的物とする売買契約が成立します。ただし、「目標達成型」の場合は、第8条の「プロジェクト別条件表」に示すプロジェクトの成立を売買契約の効力発生要件とします。
3. 県は売買契約の当事者になるものではありません。商品の完成、引渡し、品質、返金その他起案者と支援者との間の売買契約に関してトラブル等が発生した場合、起案者が直接責任を負うものとし、県は一切の責任を負いません。
4. 本サービスを通じた支援者の募集は、特定商取引法の通信販売に該当し、起案者が販売業者となります。
5. 起案者は、プロジェクトの内容および商品が、本規約、および法令等に違反したり、第三者の権利を侵害したりしていないことを保証します。
6. 県は、支援金の請求・収受業務を、Relic に委託します。
7. 起案者は、神奈川県から委託を受けた一般社団法人神奈川ニュービジネス協議会(以下「KNBC」といいます)に対して、支援者から支払われる支援金を起案者に代わって受領するための代理受領権限を付与するものとし、KNBC が支援者より支払われる支援金を起案者に代わって受領した時点で、支援者の支援金支払い義務の履行が完了したものとします。
8. KNBC は、プロジェクトが成立した場合、起案者に対し、KNBC 所定の方法にて起案者に代わって受領した支援金を支払います。この場合の振込手数料は起案者が負担します。

### 第3条（本サービス利用料等）

1. 起案者は、Relic に対し、(1)本サービスの利用の対価である本サービス利用料、および、(2)決済手数料を支払います((1)、(2)をあわせて「手数料等」といいます)。手数料等の金額は利用申込書に記載します。
2. Relic が收受した前項の手数料等は、いかなる事情でも返金しません。ただし、県または Relic の責任が認められる場合は、起案者と協議のうえ合意した金額を返金します。
3. 起案者は、商品の提供ができない事態が発生した場合または自己の都合によりプロジェクトを中止した場合であっても、手数料等を支払います。

### 第4条（プロジェクトの申込み）

1. 起案者は、本規約を遵守することに同意のうえ、県所定の申込書一式を県に提出するものとします。
2. 県は、前項の本サービス利用申込みを受けた場合、プロジェクトの内容を、県の定める基準に基づいて審査し、承認または不承認を判断します。
3. 県が、起案者に承認を通知した時点で、起案者と県との間に本サービス利用契約が成立します。
4. 本サービス利用契約は本規約および利用申込書で構成されます。
5. 本サービス利用契約成立後、県は起案者に本サイトのプロジェクト管理用の ID とパスワード(以下「起案者用ID」といいます)を発行します。起案者は起案者 ID を使用し、本サービスの管理画面の閲覧、操作等を行うことができます。

### 第5条（プロジェクトページの制作）

1. 起案者は、本サイト所定のテンプレートを利用して、プロジェクトページを作成し、県の承認を受けることとします。プロジェクトページに掲載する写真素材および動画素材等の調達費用は起案者が負担します。
2. 県は起案者によるプロジェクトページの作成を支援します。

### 第6条（知的財産権）

1. 起案者は、プロジェクトページについて、第三者の著作権等の権利を侵害していないこと、ならびに、景品表示法等の法令および条例に違反していないことを保証します。
2. 県は、本サービスを宣伝・広告する目的でプロジェクトページに掲載されている写真素材および動画素材等を販促物に掲載する方法等で利用することができます。

### 第7条（募集の開始）

1. 県は、申込書記載の募集開始日に、プロジェクトページを本サイトに掲載します。
2. 募集開始後、起案者は、プロジェクトの内容を大幅に変更することはできません。特に、支援者がすでに存在する場合は、商品の内容を変更することはできません。

### 第8条（プロジェクトの成立、募集の終了およびプロジェクト資金の引渡し）

1. 各プロジェクトにおける①成立時期、②手数料の発生条件、③プロジェクトの募集終了日および④商品の提供日等の条件は、プロジェクト別条件表記載のとおりです。
2. Relic は、プロジェクト別条件表⑤記載の期日に、プロジェクト資金から手数料等を控除した金員を、KNBC を通して起案者に一括で支払います。

3. 前項にかかわらず、起案者が商品を支援者に対して提供できないおそれがあると県が判断した場合、県は起案者に通知のうえ、支援者にプロジェクト資金を返還することができます。

(プロジェクト別条件表)

		目標達成型	実行確約型
①	プロジェクトの成立時期	プロジェクト資金が目標金額に到達したとき	本サイトにプロジェクトページが掲載されたとき
②	手数料の発生条件	プロジェクトの成立	商品の購入手続の完了
③	プロジェクトの募集終了日	プロジェクトの商品がゼロになった日、または申込書記載の募集終了日のいずれか早い方 募集期間は最長 60 日まで	プロジェクトの商品がゼロになった日、または申込書記載の募集終了日のいずれか早い方 募集期間は最長 90 日まで
④	商品提供日	プロジェクトページで告知した日。ただし、募集終了日から 6 カ月以内とする	同左
⑤	プロジェクト資金の引渡し日	募集終了日の翌々月 7 営業日	募集期間中、当月分を翌々月 7 営業日

第9条 (商品の完成および提供)

1. 起案者は、支援者に対し、プロジェクト別条件表④記載の商品提供日までに商品を提供(発送)しなければなりません。
2. 万一、商品の提供が、商品提供日に間に合わないことが判明した場合、起案者は、直ちに県に連絡したうえで、支援者に対し、プロジェクトページおよび電子メール等で、遅延の理由および商品提供予定日等を通知します。
3. 商品の提供にかかる配送料等の費用は、起案者の負担となります。
4. 起案者は、募集終了日から商品提供日までに期間がある場合、プロジェクトページ等を通じて、支援者に対し、プロジェクトの進捗状況を適宜報告します。
5. 起案者は商品の発送が全て完了した場合、速やかに本サイトの起案者用管理画面を通じて、県にプロジェクトの終了を報告します。当該報告の後、県は起案者用IDを停止します。

#### 第10条(商品の提供不能)

1. 起案者は、起案者側の事情により、支援者に商品の提供ができない事態が発生した場合、ただちに県に通知し、県の指示に基づき、支援者に対し商品提供不能の旨を連絡し、問い合わせ等に誠実に対応しなければなりません。
2. 起案者は、提供不能となった商品について既にプロジェクト資金を受領していた場合、支援者に対してプロジェクト資金を返還しなければなりません。

#### 第11条(起案者の都合によるプロジェクトの中止)

1. 起案者は、県の承諾がない限り、原則として募集開始後にプロジェクトを中止することはできません。
2. 起案者は、県の承諾を得てプロジェクトを中止した場合、前条に従って支援者に対する説明、プロジェクト資金の返還等を行わなければなりません。

#### 第12条(個人情報の管理)

1. 県は、支援者の氏名、住所、メールアドレス等の個人情報(以下「個人情報」といいます)を、支援者の同意を得て、起案者に提供します。
2. 起案者は、本サイトの起案者用管理画面において、支援者の個人情報を閲覧・取得することができます。
3. 起案者は、支援者の個人情報を次の目的にのみ利用することができます。なお、(2)の利用には、支援者が自由にオプトアウトできる手段を講じる必要があります。
  - (1) 商品の提供または発送、プロジェクトに関する連絡および問い合わせ対応などプロジェクトを遂行する目的
  - (2) 起案者の商品およびサービスを紹介・宣伝するパンフレットおよびアンケート等を郵送または電子メールで送付する目的
4. 起案者は自己の責任と費用によって個人情報を厳重かつ適切に管理しなければならず、支援者の承諾なく第三者に開示することはできません。
5. 商品の提供が完了する前に個人情報が漏洩するなどの事故が生じた場合、起案者はただちに県に連絡し、自己の責任および費用をもって適切な対応をとるものとします。

#### 第13条(問い合わせの対応)

1. 県は、本サイトの利用者(支援者を含みます)からの問い合わせ窓口業務を行います。
2. 前項の問い合わせがプロジェクトに関するものであった場合、県はその問い合わせを起案者に取り次ぎます。起案者は、これに迅速に回答するものとします。

#### 第14条(秘密保持)

1. 起案者は、本サービスの利用に関連して知り得た県の秘密情報および個人情報を秘密として保持し、第三者に開示、漏洩してはならないものとします。
2. 起案者は、前項の秘密情報等をプロジェクト遂行の目的にのみ利用するものとします。
3. 本条に定める秘密保持義務は、本サービス利用契約終了後も存続するものとします。

#### 第15条(免責)

1. 県は、プロジェクトの内容および実施により支援者を含む第三者に発生した損害について、責任を負わないものとします。

2. 県は、次の場合には、起案者に事前の通知をすることなく、本サイトにおけるプロジェクトの募集を一時中断したり、または本サービスの運営自体を終了したりすることができるものとします。県は、これにより起案者に生じた損害について、自らに故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負いません。
  - (1) 本サイトの設備の保守および障害対応によりやむを得ない場合
  - (2) 戦争、暴動、労働争議、天災地変(地震、噴火、洪水、津波等)、火災、停電その他の非常事態により、本サービスの提供ができなくなった場合
  - (3) その他、県が合理的な理由に基づき中断または終了が必要と判断した場合

#### 第16条(損害賠償)

県は、本サービスの利用にあたって起案者の責により何らかの損害をこうむった場合、起案者に対し賠償を請求することができます。

#### 第17条(反社会的勢力との関係の断絶について)

1. 起案者は、反社会的勢力でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉・信用を毀損もしくは業務の妨害を行いまたは不当要求行為をなさないこと、従事者および事業に対し実質的に経営権を有する者、ならびに、その代表者および役員が反社会的勢力の構成員でないことを保証します。
2. 起案者は、前項の規定を、自らの再委託先および調達先にも遵守させるものとします。

#### 第18条(ENjiNE への掲載)

1. 起案者は、自己の判断により、プロジェクトを ENjiNE に同時に掲載することができます。
2. ENjiNE におけるプロジェクトの掲載、商品の提供等の方法および条件は、本規約が定めるものと同様です。
3. ENjiNE において販売された支援金は、本規約におけるプロジェクト資金として取り扱われます。本規約第8条にしたがって、ENjiNE が收受したプロジェクト資金を、独自の手数料等(17.5%)を控除した上で起案者に引き渡します。

#### 第19条(ENjiNE ネットワークパートナーサイトへの掲載)

1. 起案者は、プロジェクトを ENjiNE ネットワークのパートナーサイトに同時に掲載することができます。ただし、各パートナーサイトが定めるプロジェクト掲載基準に適合しない場合、パートナーサイトから掲載を断られる場合があります。
2. パートナーサイトでの同時掲載を希望する場合、本サービスの利用申込書において県に申し込んでください。
3. 起案者はプロジェクト掲載期間中、かながわベンチャー限定クラウドファンディングの起案者用管理画面において、同時掲載を希望するパートナーサイトを追加することができますが、削除することはできません。
4. パートナーサイトにおけるプロジェクトの掲載、商品の販売および商品の提供等の方法および条件は、本規約が定めるものと同様です。
5. パートナーサイトにおいて販売された支援金は、本規約におけるプロジェクト資金として取り扱われます。本規約第8条にしたがって、パートナーサイトが收受したプロジェクト資金を、独自の手数料等(17.5%)を控除した上で起案者に引き渡します。

## 第20条(禁止事項)

1. 起案者は、次の各号に該当する行為をすることはできません。
  - (1) 法令違反、公序良俗違反および犯罪助長の恐れなど、県が不適切と判断するプロジェクトを実施すること。
  - (2) 支援者の問い合わせに対し虚偽の回答をするなど、プロジェクトの起案者として著しく不誠実な対応をとること。
  - (3) 本サービス利用契約の契約上の地位およびこれに基づく権利義務を第三者に譲渡すること。
2. 起案者が、前項を含む本規約の定め違反した場合、県は、起案者の承諾なく、ただちに起案者のプロジェクトを中止することができます。また、これにつき、県は起案者に対し損害賠償等の義務を一切負いません。
3. 前項の場合、起案者は第10条に従って、支援者に対する説明、プロジェクト資金の返還等を行わなければならない。

## 第21条(準拠法および裁判管轄)

本規約は日本国法に準じて解釈されるものとし、起案者および県は、本サービスに関する一切の紛争の第一審の専属的合意管轄裁判所を横浜地方裁判所とすることに合意します。

## 第22条(規約の変更)

県は、自らが必要と判断した場合、起案者の承諾を得ることなく、随時本規約を追加、変更または削除(以下、本条において「変更」といいます)することがあり、起案者は、県が本規約を随時変更することおよび本サービスの利用条件等が変更後の本規約によることを了承するものとします。

以上

令和2年9月24日制定

令和2年11月26日改定